

【連合対象】



港南区地域で育て子どもたち事業補助金の申請について



「子どもたちが地域に愛着を持ち、健やかに成長するための事業」に対して補助金を交付する標記事業の令和3年度分申請について御案内します。

御不明な点は、地域振興課青少年育成担当まで御連絡ください。

対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもたちが夢を持ち、将来像を描くきっかけとなるような事業（講演会など） ◆子どもたちが地域活動を体験する事業 ◆異世代交流を目的とした事業 ◆子どもたち同士の交流を目的とした事業 ◆その他青少年の健全育成に資する事業 										
対象団体	地区連合町内会										
補助金額	上限5万円（10/10）										
提出書類	①申請書 ②事業計画書 ③収支予算書 ※今年度から様式を一部変更しています。最新のものをご利用ください。										
手続きの流れ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">地区連合町内会</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">区役所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">申請書の提出</td> <td style="text-align: center;">交付決定通知書の送付</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">請求書</td> <td style="text-align: center;">補助金の交付</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">事業の実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">報告書提出</td> <td style="text-align: center;">確定通知書の送付</td> </tr> </tbody> </table>	地区連合町内会	区役所	申請書の提出	交付決定通知書の送付	請求書	補助金の交付	事業の実施		報告書提出	確定通知書の送付
地区連合町内会	区役所										
申請書の提出	交付決定通知書の送付										
請求書	補助金の交付										
事業の実施											
報告書提出	確定通知書の送付										
提出期限	原則事業実施の一カ月前										
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・様式は、区連会のホームページからもダウンロードできます。 ・申請、報告については押印・署名（直筆サイン）不要ですので、Eメールでのご提出も受け付けています。 										

〈担当〉

港南区役所地域振興課青少年育成担当

三枝木・山口

電話:847-8396 FAX:842-8193

メール:kn-chishin-seisho@city.yokohama.jp

港南区地域で育て子どもたち事業補助金交付申請書

年 月 日

港 南 区 長

団 体 名

代表者住所

代表者氏名

担当者氏名：.....

連絡先：住所.....

電話番号.....

代表者と異なる場合、
ご記入ください。

_____年度 港南区地域で育て子どもたち事業補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。

1 事業目的

【例】子どもたちが地域の大人たちと関わりを持つことで、地域に愛着を持ち、社会性を
学び、健やかに成長することを目的としています。

2 交付申請額

¥ _____ . -

上限5万円です。

3 添付資料

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）

※ この書類及び添付資料（事業計画書・収支予算書）は、横浜市市民協働条例第7条第4
項の規定に基づき、一般の閲覧に供するものとします。

記入例

収支予算書

団体名 _____

1 収入額

¥ _____ . -

【収入】
円)

(単位：)

項目	予算額	説明
区補助金		
合計		

連合からの補助などあれば記入してください。

2 支出額

¥ _____ . -

どの項目に入れたらよいか
わからない場合はご相談
ください。

【支出】

(単位：円)

項目	予算額	説明
報償費 ←		講師謝金
消耗品費		工作材料、事務用品購入
食糧費 ←		お茶代、弁当代
印刷製本費		チラシコピー代
通信費		切手代
保険料		傷害保険料
使用料及び賃借料		入館料、駐車料金、会場使用料
合計		

スタッフ・関係者への謝礼は不可です

会議のお茶菓子
半日事業の弁当代は不可です

※ この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供するものとします。